

# 分譲住宅の買戻特約登記の抹消について

## ■ 申請手続きの流れ

① 会社に連絡	<p>連絡先：債権管理課 買戻担当 mail：<a href="mailto:saiken@saijk.or.jp">saiken@saijk.or.jp</a> TEL：048-829-2443</p> <p>メールまたは電話でご連絡ください。</p> <p>ア. メールの場合は、下記内容を記載し、お送りください。 内容確認後、折り返し受付のメールをお送りします。</p> <p>(1) 物件所在地 (2) 名義人名 … 当初の名義人及び当初の名義人から変更（相続や売買等）がある場合は、変更後の名義人名も記載ください。 (3) 書類送付先（住所、氏名）</p> <p>イ. 電話連絡の場合は、下記についてお伺いします。</p> <p>(1) 物件所在地 (2) 名義人名 … 当初の名義人から変更（相続や売買等）がある場合は、変更後の名義人名も教えてください。</p>
---------	---



② 書類準備・提出	<p>以下の書類を準備し、会社へメールまたはFAXでご提出してください。</p> <p>メールの場合は、下記書類を受付時に添付していただいても結構です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象不動産の全部事項証明書の写し</li></ul> <p>※ 必要に応じて準備していただく書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 委任状（代理申請（司法書士、不動産業者及び所有者の親族）の場合）の写し 書式のダウンロードはこちら → <a href="#">委任状（PDF）</a></li><li>・ 相続人が権利者となる場合 遺産分割協議書写し 相続人と名義人の繋がりが確認できる書類の写し （※ 相続人が1名で遺産分割協議書を作成しない場合） （相続関係図、戸籍謄本等）</li></ul>
-----------	---



<p>③ 関係書類の受取</p>	<p>ア. 郵送での受取りの場合</p> <p>① 公社から「受領書」を郵送します。</p> <p>② 「受領書」がお手元に届きましたら、ご署名、ご捺印（認め印可。共有名義の場合、代表者1名で結構です。）のうえ、返送用切手470円分もしくはレターパックと「委任状（代理人の場合のみ）」を添えて、公社に返送してください。</p> <p>③ 「受領書」が公社に届き次第、関係書類を特定記録郵便（返送用切手で申請の場合）もしくはレターパックでお送りします。</p> <p>郵送先が物件住所と異なる場合は、その住所も教えてください。</p> <p>イ. 窓口での受取りの場合</p> <p>本社（住所：さいたま市浦和区仲町3-12-10 3階）に直接取りに来ていただきます。</p> <p>※ 当公社が発行する抹消手続に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記嘱託書（買戻特約登記済証）</li> <li>・ 委任状</li> <li>・ 登記原因証明情報 ほか</li> </ul>
------------------	---



<p>④ 法務局へ抹消手続</p>	<p>法務局への提出等のお手続きは、名義人（代理人）様で行っていただきます。また、手続きに必要な費用についても、名義人（代理人）様のご負担となりますのであらかじめご了承ください。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社では抹消手続は行いませんので、具体的な抹消手続方法等については、法務局または司法書士等にご相談ください。</li> <li>・ 登記完了後に、提出（返却）していただく書類はございません。</li> </ul>
-------------------	---

■ 書類の受取り迄の日数

必要書類をご提出していただいた後、約2週間前後の受取りとなります。予めご承知おきください。

**お問合せ先（郵送を希望される場合の受領書等の送付先）**

〒330-8516

埼玉県さいたま市浦和区仲町3-12-10

埼玉県住宅供給公社 管理事業部 債権管理課 買戻担当

TEL 048-829-2443